

国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年3月28日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 規程第25号

国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程（16 経教規程第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「長野県小県郡」を「長野県東御市」に、「埼玉県秩父郡」を「埼玉県秩父市」に、「栃木県安蘇郡」を「栃木県佐野市」に改める。

附 則（17 経教 規程第25号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。